

判決年月日	平成 2 6 年 3 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成25年（行ケ）第10214号		
発明の名称を「ソレノイド駆動ポンプの制御回路」とする特許第 4 3 1 2 9 4 1 号の無効審判請求成立審決について，特開平 7－4 6 8 3 8 号公報（刊行物 1）記載の発明（刊行物 1 発明）等に基づいて進歩性を否定した審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件訂正発明は，ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する発明であり，ポンプの技術分野に属するものであって，その課題は，ユーザーが電源電圧の選択を必要とせず，かつ，種類が低減され，したがって，管理が容易なソレノイド駆動ポンプの制御回路を提供することである。

これに対し，刊行物 1 発明は，パソコン等の電子機器に内蔵された D C / D C コンバータの制御回路に関する発明であり，電子機器の技術分野に属する発明であって，その課題は，利用者の経済的負担を軽減でき，設置面積が少なくて済み，かつ様々な電源に対応可能な電源供給手段を備えた電子機器を提供することにある。

このように，刊行物 1 発明は，電子機器の技術分野に属するものであるのに対し，本件訂正発明はポンプの技術分野に属するものであるから，両者の技術分野は明らかに相違する。しかるに，審決は，交流電源を用いる電気機器において，電源電圧が異なっても同じ機器を使用できるようにするとの課題は周知の課題であることを理由として，ソレノイド駆動ポンプにも上記課題があるとする。しかし，これは技術分野を特定しない交流電源を用いる電気機器における課題であって，ポンプの技術分野における課題ではないし，ポンプの技術分野において当然に要求される課題であることを示す証拠もない。

そもそも，本件訂正発明が属するポンプの技術分野における当業者が，ポンプとは明らかに技術分野が異なる電子機器に関する刊行物 1 に接するかどうかも疑問であり，また，仮に，ポンプの技術分野における当業者が刊行物 1 に接したとしても，刊行物 1 発明は，携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関するものであり，刊行物 1 には，ポンプについての記載はなく，刊行物 1 発明が技術分野の異なるポンプに対しても適用可能であることについてはその記載もなければ示唆もない。したがって，携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関する刊行物 1 発明をポンプに適用しようとする動機付けもないといわざるを得ない。

以上によれば，刊行物 1 発明を本件訂正発明の相違点 1 に係る構成とすることが容易想到であるとした審決の判断は誤りである。